

21世紀の年金を選択する 年金改革・5つの選択肢

厚生省年金局

1. はじめに

(1) 公的年金の現状

公的年金の役割と仕組み

公的年金は、社会保障の重要な柱として、老齢などによる稼働能力の喪失に対して所得保障を行い、社会の安定を維持する役割を担っている。

公的年金は、世代と世代の助け合いの考え方にに基づき制度が設計され、給付に要する費用は、加入者や事業主の支払う保険料等によりまかなわれている。厚生年金の場合、発足当初は積立方式(給付に必要な原資をあらかじめ積み立てていく方式)にっていたが、戦後のインフレや負担能力等を勘案して、段階保険料方式(保険料率を段階的に引き上げていく方式)に切り替えられ、さらに、昭和48年の物価スライド制等の導入により、賦課方式(給付に必要な費用をその時々からの加入者からの保険料でまかなう方式)の要素が強まっている。しかし、一方では積立金の運用収入を活用して将来の保険料負担を軽減する仕組みをとっており、積立方式と賦課方式のそれぞれの利点を取り入れた財政運営が行われている。国民年金についても同様の財政の仕組みがとられている。

改正の経緯

公的年金制度については、これまで社会経済状況の変化に対応した見直しが絶えず行われてきた。特に近年は、21世紀の本格的な高齢社会に向けて制度の長期的な安定を図るための改革が進められてきている。

(昭和60年改正)

昭和60年改正においては、公的年金制度を長期にわたり安定的に運営するため、全国民共通の基礎年金を創設するとともに、被用者年金を基礎年金に上乗せする2階部分の報酬比例年金として再編成するなど抜本的な改革が行われた。また、加入期間の伸びに伴い給付水準が現役世代の賃金水準に比べて過大なものにならないよう、給付水準の見直しが行われた。

(平成6年改正)

前回の平成6年改正においては、将来の保険料負担を過重なものとしないうよう厚生年金の最終保険料率を月収の30%以内にとどめることを前提に、給付と負担の両面にわたり見直しが行われ、人生80年時代にふさわしい年金制度とするた

めの支給開始年齢の見直しや、現役世代との公平を重視した可処分所得スライド方式の導入などが行われた。

公的年金の現状

公的年金は、今日、加入者 7,000 万人、受給者延べ 3,200 万人、年金総額 32 兆円に達し、国民の老後生活に欠くことのできない社会保障制度として大きな役割を果たしている。基礎年金の給付水準は、平成 9 年度現在月額 65,458 円(40 年加入)であり、厚生年金(基礎年金を含む)の給付水準は、平成 6 年改正による制度成熟時の標準的な年金月額で 230,983 円(夫婦 2 人、夫 40 年加入、妻は専業主婦)、現役世代の平均的な月収の 68%(手取り月収の 80%)となっている。

(2) 公的年金をめぐる環境の変化と年金改革の必要性

社会経済状況の変化

近時、公的年金をめぐる環境の変化は著しく、特に予想を超える急速な少子高齢化の進行により、年金制度の将来の負担は大きく上昇することが見込まれ、経済の低成長とあいまって、将来の負担可能性について疑問が提起されている。

(注) 平成 9 年 1 月に公表された新人口推計(中位推計)によると、厚生年金の最終保険料率(段階保険料方式により最終的に到達する保険料率)は月収の 34.3%に、国民年金の最終保険料は月額 24,300 円(平成 6 年度価格)に上昇するものと試算されている。

さらに、年金制度の世代間の負担の不公平が強く指摘されるなど、年金制度に対する不安や不信の声も聞かれ、年金制度の在り方が根本から問われるに至っている。

年金改革の必要性

このような公的年金をめぐる状況に鑑み、平成 11 年の次期財政再計算においては、公的年金制度の抜本的な見直しについて検討が必要である。すなわち、公的年金制度については、少子高齢化の進行、経済基調の変化、女性の社会進出、雇用や賃金をめぐる慣行の見直しなど公的年金を取りまく幅広い環境の変化や、医療・介護等の社会保障制度改革の動向等を踏まえ、その意義・役割を明確にするとともに、給付と負担の在り方を抜本的に見直し、長期的に安定した、安心と信頼のもてる制度に再構築していくことが求められている。

なお、改革に当たっては、年金制度は長期的な制度であり、個々人の人生設計に多大な影響を与えることから、時間をかけて計画的に進めるとともに、すでに年金で老後生活を送っている人々の生活の安定に十分配慮する必要がある。

(3) 選択肢の提示

公的年金制度の改革をめくっては、現行制度の枠組みを維持した上での改革案から現行制度を基本から見直し新しい体系に組み直す案まで様々な考え方がすでに各方面

で提言されている。

また、第3号被保険者やパート労働者の取扱い、少子化対策、学生の取扱いなど個別のテーマについても種々の指摘や提言がある。

公的年金制度を長期的に安定して運営していくためには給付と負担の均衡を図ることが不可欠である。したがって、年金改革においては給付と負担をどのような水準で均衡させるかが最も重要な課題となる。

その検討を進める場合、それぞれの改革案の具体的内容とそれが給付や負担に及ぼす影響を具体的数値で示さなければ年金改革をめぐる議論は進展しないであろう。

このような認識に立って、次期年金制度改正の議論の素材として給付と負担の在り方に関する枠組みについて、5つの選択肢を提示することとした。

あわせて、給付と負担の均衡を図るための主な手法と、それが保険料へ及ぼす影響について試算結果を示すこととした。

このほか、女性の年金の在り方などの個別テーマや企業年金や個人年金の在り方などの諸課題についても引き続き検討を深めていく必要がある。

なお、ここでは給付と負担の均衡の水準という観点から選択肢の整理を行ったが、将来世代との負担の均衡をみすえて世代間の公平を図っていくという見地から段階保険料方式やその保険料引上げ計画などの負担の方法についてもあわせて検討が必要である。

公的年金は国民一人一人の老後生活に直結する問題であり、年金制度改正に当たっては、国民の間で広く議論が行われ、国民的合意が形成されることが必要である。

この選択肢が、次期年金制度改正についての議論の素材となり、改正の方向性についての国民的合意形成に資することを期待したい。

2. 年金改革の選択肢

公的年金制度を安定的に運営していくためには、給付と負担の均衡を図ることが不可欠である。

給付と負担の水準をめぐっては、

- ・現行制度の給付水準は基本的に変えるべきではないという考え方
- ・人口構造の変化等の予見しがたい変化については年金受給世代と現役世代の双方が痛みを分かち合うべきという考え方
- ・年金制度全体を基本から仕組み直して水準を設定すべきという考え方

など幅広いものがあり、大きな枠組みとして整理すると、次の5案が考えられる。

<p>A 案 現行制度の給付設計を維持する案</p> <p>前回の平成 6 年改正に基づく給付水準や支給開始年齢等を維持する。</p> <p>厚生年金の最終保険料率は、月収の 34.3%(ボーナスを含む年収の 26.4%)に上昇。</p>
<p>B 案 厚生年金保険料率を月収の 30%以内にとどめる案</p> <p>厚生年金の最終保険料率を、前回の平成 6 年改正の前提であった月収の 30%(ボーナスを含む年収の 23%程度)以内にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。</p> <p>平成 37(2025)年度時点で支出総額を 1 割程度抑制することが必要。</p>
<p>C 案 厚生年金保険料率を年収(ボーナス含む)の 20%程度にとどめる案</p> <p>厚生年金の最終保険料率を、ボーナスを含む年収の 20%程度(月収の 26%程度)にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。</p> <p>平成 37(2025)年度時点で支出総額を 2 割程度抑制することが必要。</p>
<p>D 案 厚生年金保険料率を現状程度に維持する案</p> <p>厚生年金の最終保険料率を、現状程度の月収の 20%程度(ボーナスを含む年収の 15%程度)にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。</p> <p>平成 37(2025)年度時点で支出総額を 4 割程度抑制することが必要。</p>
<p>E 案 厚生年金の廃止(民営化)案</p> <p>公的年金は基礎年金を基本に 1 階建ての年金とするとともに、厚生年金は廃止し、積立方式による民間の企業年金又は個人年金に委ねる。</p>

A 案 現行制度の給付設計を維持する案

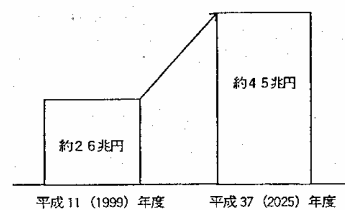
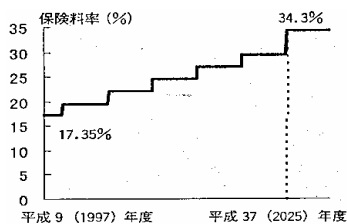
前回の平成 6 年改正に基づく給付水準や支給開始年齢等を維持する。

厚生年金の最終保険料率は、月収(標準報酬)の 34.3%(ボーナスを含む年収(総報酬)の 26.4%)に上昇する。

最終保険料率と支出総額

厚生年金の最終保険料率は、平成 37(2025)年度時点で、標準報酬の 34.3%(総報酬の 26.4%)まで上昇。

支出総額は、平成 37(2025)年度時点で、約 45 兆円(平成 6 年度価格)に増加。



(参考) 制度成熟時における標準的な年金額と所得代替率

夫が厚生年金に40年加入し、妻が厚生年金に加入していたことがない場合

【年金額】230,983円 【所得代替率】手取り総報酬の62%

夫が40年、妻が5年加入していた場合 【年金額】23.9万円

夫が40年、妻が40年加入していた場合 【年金額】29.1万円

(注) 夫の平均標準報酬月額を340,000円、妻の平均標準報酬月額を203,000円として試算している(以下各案において同じ)。

問題点 現役世代の手取り総報酬の62%になる給付水準は、高齢者や現役世代の消費水準や資産の状況等からみて高すぎるのではないか。

少子高齢化や経済の低成長の中で、将来の世代にとって、標準報酬の30%を超える厚生年金保険料負担は困難ではないか。

世代間の給付と負担の不均衡が大きくなりすぎるのではないか。

B案 厚生年金保険料率を月収の30%以内にとどめる案

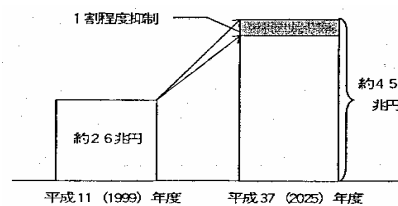
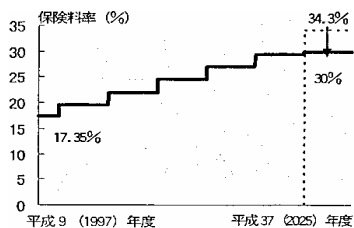
厚生年金の最終保険料率を、前回の平成6年改正の前提であった月収(標準報酬)の30%(ボーナスを含む年収(総報酬)の23%程度)以内にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。

平成37(2025)年度時点で支出総額を1割程度抑制することが必要となる。

最終保険料率と支出総額

厚生年金の最終保険料率は、平成37(2025)年度時点で、標準報酬の30%(総報酬の23%程度)まで上昇。

平成37(2025)年度時点の支出総額を1割程度抑制。



(参考) 平成37(2025)年度において給付水準を1割程度抑制した場合の想定年金額と所得代替率のイメージ

夫が厚生年金に40年加入し、妻が厚生年金に加入していたことがない場合

【年金額】20.7万円 【所得代替率】手取り総報酬の55%

夫が40年、妻が5年加入していた場合 【年金額】21.3万円

夫が40年、妻が40年加入していた場合 【年金額】26.1万円

(注) 給付水準の抑制のみにより支出総額の抑制を行った場合の参考数字であり、他の手法を組み合わせた場合、この年金額まで抑制する必要はなくなる。

問題点 前回改正の前提であった負担水準ではあるが、少子高齢化の一層の進行や社会経済状況からみて、加入者にとっても事業主にとっても、標準報酬の30%の厚生年金保険料負担は、過重ではないか。

世代間の給付と負担の不均衡がなお大きすぎるのではないか。

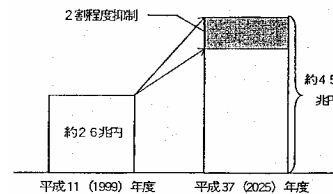
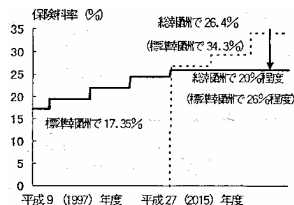
C 案 厚生年金保険料率を年収(ボーナス含む)の20%程度にとどめる案

厚生年金の最終保険料率を、ボーナスを含む年収(総報酬)の20%程度(月収(標準報酬)の26%程度)にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。

平成37(2025)年度時点で支出総額を2割程度抑制することが必要となる。

最終保険料率と支出総額

厚生年金の最終保険料率は、平成27(2015)年度時点で、総報酬の20%程度(標準報酬の26%程度)まで上昇。平成37(2025)年度時点の支出総額を2割程度抑制。



(参考) 平成37(2025)年度において給付水準を2割程度抑制した場合の想定年金額と所得代替率のイメージ

夫が厚生年金に40年加入し、妻が厚生年金に加入していたことがない場合

【年金額】18.6万円 【所得代替率】手取り総報酬の50%

夫が40年、妻が5年加入していた場合 【年金額】19.2万円

夫が40年、妻が40年加入していた場合 【年金額】23.4万円

(注) 給付水準の抑制のみにより支出総額の抑制を行った場合の参考数字であり、他の手法を組み合わせた場合、この年金額まで抑制する必要はなくなる。

問題点 現役世代の手取り総報酬の半分程度の給付水準では、老後の生活設計はやや厳しいのではないか。

総報酬の20%程度(標準報酬の26%程度)の厚生年金保険料負担でもなお重いのではないか。

D 案 厚生年金保険料率を現状程度に維持する案

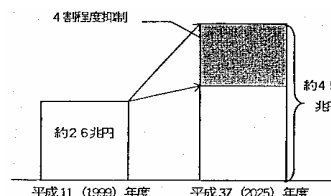
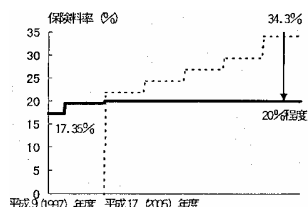
厚生年金の最終保険料率を、現状程度の月収(標準報酬)の20%程度(ボーナスを含む年収(総報酬)の15%程度)にとどめることとし、その範囲内に収まるよう給付設計を見直す。

平成37(2025)年度時点で支出総額を4割程度抑制することが必要となる。

最終保険料率と支出総額

厚生年金の最終保険料率は、平成17(2005)年度時点で、標準報酬の20%程度(総報酬の15%程度)。

平成37(2025)年度時点の支出総額を4割程度抑制。



(参考) 平成37(2025)年度において給付水準を4割程度抑制した場合の想定年金額と所得代替率のイメージ

夫が厚生年金に40年加入し、妻が厚生年金に加入していたことがない場合

【年金額】13.9万円 【所得代替率】手取り総報酬の37%

夫が40年、妻が5年加入していた場合 【年金額】14.4万円

夫が40年、妻が40年加入していた場合 【年金額】17.6万円

(注) 給付水準の抑制のみにより支出総額の抑制を行った場合の参考数字であり、他の手法を組み合わせた場合、この年金額まで抑制する必要はなくなる。

問題点 現役世代の手取り総報酬の4割程度の給付水準では低すぎるのではないか。将来の負担については、現状程度よりさらに高めることが可能ではないか。

E案 厚生年金の廃止(民営化)案

公的年金は基礎年金を基本に1階建ての年金とするとともに、厚生年金は廃止し、積立方式による民間の企業年金又は個人年金に委ねる。

背景 現行の公的年金制度については、次のような観点から厚生年金の廃止(民営化)を求める意見がある。

1. 賦課方式(年金給付に必要な費用をその時々々の現役世代の保険料でまかなう方式)の要素の大きい現行の年金制度の仕組みでは、将来世代の負担が過重になることから、世代間の給付と負担の格差を早急に是正する必要がある。
2. 人口増加率と賃金の上昇率を合わせたものより運用利回りの方が大きい経済状況の下では、積立方式(将来の年金給付に必要な原資について、将来の世代に負担を求めるのではなく、あらかじめ積み立てていく方式)の方が賦課方式より有利である。
3. 官民の役割分担の見直しの中で、年金制度についても個人の選択の幅を広げ、民間の役割を拡大させていくべきである。

- 考え方 1. 公的年金は基礎年金を基本に 1 階建ての年金とする。この場合、基礎年金水準をある程度引き上げるという考え方もある。
2. 2 階部分に当たる厚生年金は廃止し、1 階を超える部分は積立方式による企業年金や個人年金によって老後の生活を設計することとなる。

問題点 1. 厚生年金を廃止することについて

ア. 中小零細企業等のサラリーマンの老後の所得保障

企業年金や個人年金の普及が困難な中小零細企業等で働くサラリーマンの老後の所得保障は基礎年金だけとなりかねず、老後の生活に支障が生じるのではないか。

イ. インフレ等への対応

年金は個人の人生において平均でも 60 年以上の長期にわたる制度であるが、積立方式の企業年金や個人年金では、インフレなど想定を超えた大幅な経済変動があった場合に、実質的な価値のある給付が維持できないのではないか。

ウ. 切替時の二重負担

(1) 積立方式への切替時には「二重負担の問題」(切替時の現役世代が、自らの将来の年金の積立に加えて、別途の形でそのときの受給世代等の年金を負担しなければならないこと)が発生する。

(注) 制度切替えによって財政処理が必要となる厚生年金(2 階部分)の過去期間の債務(後代負担)の現在価値総額(平成 11 年度末)350 兆円

【一時金であれば被保険者 1 人当たり】1,000 万円

(2) この問題への対応の方法としては、次のような考え方がある。

受給世代等の年金財源を保険料で調達する。

ア 一定の期間の保険料を引き上げることによって調達する。

(例えば 30 年間で 2 階部分の厚生年金の過去期間の債務を解消するとすれば保険料率で 11%に相当)

イ 2 階の厚生年金について給付水準を段階的に引き下げ一定期間後廃止することとし、廃止までの間に裁定された給付については現役世代に負担を求める。

受給世代等の年金財源を国債や税で負担する。

移行期の世代の保険料負担によって二重負担の問題を解決することについて合意が得られるか、新たな国債や税で巨額の負担を行うことは困難ではないか。

2. 厚生年金の廃止とあわせ、基礎年金水準を引き上げることについて

財源をどうするか。さらなる国民年金保険料の引上げや、税財源を求めることは困難ではないか。

3. 基礎年金について

基礎年金については、平成9年度現在、給付は月額65,458円(40年加入の場合)、保険料は月額12,800円となっているが、少子高齢化の進行により、最終保険料は月額24,300円まで上昇することが見込まれている。

基礎年金をめぐるっては、次のような論点がある。

(1) 基礎年金の給付水準

基礎年金の給付水準については、現行の水準を維持・拡大していくべきという考え方がある一方で、将来の保険料負担の限界、高齢者の消費の実態や地域間の生活費の格差等を勘案して水準を抑制すべきという考え方がある。

(2) 国民年金の保険料負担

現在の基礎年金水準を将来にわたり維持していくためには、国民年金の最終保険料は現在の倍程度の月額24,300円にまで上昇していくこととなるが、このような保険料負担は現実的には無理ではないかという意見がある。

(3) 国庫負担

基礎年金の国庫負担については、前回の平成6年改正において国庫負担の割合を引き上げることについて検討を加えることとされたが、財政構造改革に関する閣議決定において、財政再建目標達成後、改めて検討を行うこととされている。

(注)平成9年6月3日閣議決定

「基礎年金国庫負担率の引上げについては、6年改正の附帯決議等において所要財源を確保しつつ検討することとされているが、現下の厳しい財政状況に鑑み、財政再建目標達成後、改めて検討を行うこととする。」

(4) 厚生年金の給付水準を抑制する場合の基礎年金の在り方

厚生年金の給付水準を見直す場合に、1階の基礎年金部分と2階の厚生年金部分の比率をどう考えるか。

この場合、両方を同程度に抑制していくという考え方と、基礎年金の給付水準は少なくとも維持し、報酬比例部分である厚生年金の給付水準を抑制するという考え方がある。

(参考)

高齢者の食料、住居、被服等に関する消費 2人暮らし 12万円/月

(平成6年全国消費実態調査) 1人暮らし 8~9万円/月

高齢者夫婦世帯の1人当たり食料、住居、被服等に関する消費の地域間格差

(平成 6 年全国消費実態調査) 3.5 ~ 6.4 万円/月
 老齢基礎年金の給付水準と最終保険料(平成 6 年度価格)

現行(月額 65,000 円)	24,300 円
仮に月額 60,000 円とした場合	21,600 円
仮に月額 55,000 円とした場合	19,100 円
仮に月額 50,000 円とした場合	17,000 円

- (注 1) 平成 9 年 1 月の新人口推計(中位推計)を前提としている。
- (注 2) 経過措置として、平成明年の制度改正前の旧給付水準に基づく旧年金額と、新給付水準に基づく新年金額を政策改定・物価スライドしたものを比較し、新年金額が上回るまでは、旧年金額を保証する(従前額保証方式)。
 これにより、制度改正前の年金受給者及び制度改正後に裁定される者について、平成 11 年度における年金額が保証される。
- (注 3) 給付水準の抑制のみにより支出総額の抑制を行った場合の額であり、他の手法を組み合わせた場合、この年金額まで抑制する必要はなくなる。

4. 参考

(1) A,B,C,D の各案の前提等

- 各案は、平成 37(2025)年度に支出総額の抑制が完了するよう支出総額を逡減させた場合を前提としている。
- B,C,D の各案の場合、基礎年金と厚生年金の比率は現行と同様のまま、給付水準を抑制するものとして試算している。
- 総報酬は標準報酬の 1.3 倍として試算している。
- 金額は、特に表記されていない限り、平成 6 年度価格である。
- 現行の計画で保険料率を引き上げた場合(5 年ごとに 2.5%)を前提としている。
 また、標準報酬上昇率 4.0%、消費者物価上昇率 2.0%、運用利回り 5.5%、年金改定率は手取り賃金の上昇率としている。
- 最終保険料率については、平成 9 年 1 月の新人口推計(中位推計)に基づき試算している。

なお、中位推計よりも出生率が低くなったときは最終保険料率はさらに高まるため、低位推計を前提にした場合の各案の最終保険料率を示すと次のとおりとなる。

	中位推計		低位推計	
	対標準報酬	対総報酬	対標準報酬	対総報酬
A 案	34.3%	26.4%	37.6%	28.9%

B 案	30%程度	23%程度	33%程度	25%程度
C 案	26%程度	20%程度	29%程度	22%程度
D 案	20%程度	15%程度	21%程度	16%程度

7. 「社会保障(現行制度)の給付と負担の見通し(改定版)」(平成 9 年 9 月)に示された平成 37(2025)年度における社会保障に係る負担への B 案、C 案、D 案の影響を示すと次のとおりとなる。

	社会保障に係る負担 平成 37(2025)年度	社会保障に係る負担への影響		
		B 案	C 案	D 案
	29.5%	2%	3.5%	6%
	33.5%	2%	3.5%	6.5%
	35.5%	2%	3.5%	6.5%

(注 1) 試算の前提

(1) 名目国民所得の伸び率

平成 12(2000)年度まで 3.5%、平成 13(2001)年度以降 3.0%

平成 12(2000)年度まで 1.75%、平成 13(2001)年度以降 2.0%

平成 12(2000)年度まで 1.75%、平成 13(2001)年度以降 1.5%

(2) 人口推計 平成 9 年 1 月の新人口推計(中位推計)

(注 2) 仮に、社会保障以外の支出に係る公費負担の対国民負担比が現在の水準(約 20%)から変化しないものとすれば、現行制度のままの場合の将来の国民負担率は、～ の名目国民所得の伸び率に応じて約 50%～56%となる。

(2) 新人口推計の厚生年金・国民年金の保険料(率)への影響

1. 平成 9 年 1 月に公表された新人口推計では、出生率の低下、平均寿命の伸びなど、年金制度の基礎となる人口の将来見通しに大きな変化があることが示された。

	平成 4 年推計 平成 37(2025)年時点	新人口推計 平成 62(2050)年時点		
		中位推計	高位推計	低位推計
65 歳以上人口 / 20～64 歳人口	55.6%	64.6%	58.5%	70.5%
合計特殊出生率	1.80	1.61	1.85	1.38
平均寿命	男	78.27 年	79.43 年	
	女	85.06 年	86.47 年	

平成 62(2050)年時点での数値(参考推計)である。

2. 次期年金制度改正の検討を進めるに当たり、新人口推計の年金財政への影響を明らかにすることを目的として、前回の平成6年財政再計算を基に、将来推計人口のみを新しく置き換えて保険料(率)の粗い試算を行った結果は、次のとおりである。

	平成6年財政 再計算結果	新人口推計対応試算		
		中位推計	高位推計	低位推計
厚生年金(労使折半) 平成9年度:17.35%	29.8%	34.3%	31.1%	37.6%
国民年金(月額) 平成9年度:12,800円	21,700円	24,300円	22,500円	26,000円
(平成6年度価格)				

(3) 現行制度の設計

1. 年金額の設計(平成6年度価格)

1 階部分 老齡基礎年金(40年加入の場合)65,000円

2 階部分 老齡厚生年金

平均標準報酬月額(加入期間の平均月収) × 0.99(可処分所得スライド率) ×
給付乗率(7.5/1,000 ~ 10/1,000、昭和21年度生まれ以降は7.5/1,000) × 加入期間

平均標準報酬月額: この計算に当たっては、年金受給者の過去の賃金を、現役世代の賃金上昇に応じた一定の率(再評価率)をかけることにより、現在の賃金水準に評価替えすることとしている。

この再評価率については、平成6年改正により、現役世代の標準報酬月額の平均の上昇率に、税や社会保険料を除いた手取り賃金の変化率をかけることとされた。(可処分所得スライド)

制度成熟時の標準的な年金額(夫婦2人、夫40年加入、妻は専業主婦)

$$65,000 \text{円} \times 2 \text{人} + 340,000 \text{円} \times 0.99 \times 7.5/1,000 \times 40 \text{年} = 230,983 \text{円}$$

2. 支給開始年齢

老齡基礎年金及び老齡厚生年金の支給開始年齢は65歳。ただし、60~64歳の間は特別支給の老齡厚生年金が支給されている。

この特別支給の老齡厚生年金については、定額部分と報酬比例部分が支給されているが、平成6年改正により、定額部分の支給開始年齢は、平成13(2001)年度から平成25(2013)年度にかけて60歳から65歳へ3年ごとに1歳ずつ引き上げられ、60歳からは報酬比例部分のみが「別個の給付」として支給されることとされた。(女子については5年遅れで実施)

3. 保険料(率)

	平成 9 年度	最終保険料(率)
厚生年金(労使折半)	対標準報酬 17.35% (対総報酬 13.3%)	対標準報酬 34.3% (対総報酬 26.4%)
国民年金(月額)	12,800 円	24,300 円 (平成 6 年度価格)

(4) 年金額及びその所得代替率

平成 6 年改正において可処分所得スライドを導入したことにより、本資料では、所得代替率は対手取り総報酬表示によることとした。

《対標準報酬表示》

《対手取り総報酬表示》

平成 6 年改正による標準的な年金額(制度成熟時)

$$34 \text{ 万円} \times 68\% = 23.1 \text{ 万円}$$

$$*37.5 \text{ 万円} \times 62\% = 23.1 \text{ 万円}$$

標準報酬とそれに対する所得代替率

手取り総報酬(1 か月当たり)と
それに対する所得代替率

↓

可処分所得スライドにより標準報酬に対する所得代替率は低下する。
(仮に、厚生年金保険料率の上昇に応じて可処分所得割合が低下するものとした場合)

↓

可処分所得スライドにより手取り総報酬に対する所得代替率は変わらない。

平成 37 年度における想定年金額

$$34 \text{ 万円} \times 62\% = 21.1 \text{ 万円}$$

$$37.5 \text{ 万円} \times 62\% = 23.1 \text{ 万円}$$

平成 37 年度における標準報酬を現在と同額とにおいて実額で手取賃金が減少しているという前提で表示する方法は、実感とかい離し誤解を受けやすい。

A、B、C、D 案の将来の想定年金額は平成 37 年度においても手取り総報酬が変わらないものとして表示した。

$$*37.5 \text{ 万円} = 34 \text{ 万円} \times 1.3 \times 0.85$$

1.3: ボーナスを含む年収の標準報酬に対する割合

0.85: 可処分所得割合

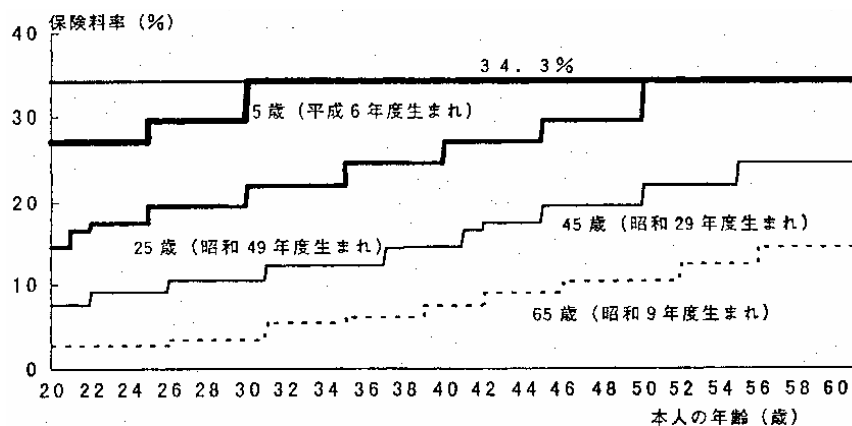
(5) 世代別にみた厚生年金の給付と負担の水準

現行制度の給付設計を維持した場合において、世代別にみた厚生年金の給付と負担の

水準の動向は、次のとおり。

負担については、段階保険料方式をとっていることにより、下図のように5歳世代(平成6年度生まれ)、25歳世代(昭和49年度生まれ)は最終保険料率(34.3%)が適用されるが、それ以前の世代は一生を通じて34.3%より低い保険料率が適用される。

なお、給付については、60歳前半において、特別支給の老齢厚生年金(報酬比例部分及び定額部分)が支給される65歳世代(昭和9年度生まれ)と別個の給付(報酬比例部分)のみが支給されるそれ以降の世代との間で差が生じているが、可処分所得スライドの仕組みの下では、手取り総報酬に対する所得代替率でみて、65歳以降は世代ごとの格差は生じない。



(注)線グラフの年齢は、平成11(1999)年度における年齢である。

現行の段階保険料方式は、将来世代により大きな負担を求めることによって長期的に収支の均衡を図っているものともいえることから、保険料引上げ計画を前倒しするなど負担の在り方を見直すことにより世代間の均衡を図ることが必要という考え方がある。